

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

特定外来生物

全国各地で繁殖しているアメリカザリガ
二とアカミミガメ(ミドリガメ)を特定外来
生物に指定し、野外で繁殖しないよう規制
を検討。ペットとしての飼育は認める方針。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

7/26(月) 仏滅
27(火) 大安
28(水) 赤口 土用の丑
29(木) 先勝
30(金) 友引
31(土) 先負

8/1(日) 仏滅 八朔、夏の省エネ総点検の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/19(月)	27,653 ▼350	109.84 △0.32
20(火)	27,388 ▼265	109.62 △0.22
21(水)	27,548 △160	110.08 ▼0.46
22(木)	海の日	
23(金)	スポーツの日	

メダリストに対する報奨金などは非課税所得

現在開催されている東京オリンピックでは、多くの日本人選手がメダルを獲得しています。

◆メダリストに対する報奨金の非課税措置

オリンピック・パラリンピックのメダリストに対しては、獲得したメダルに応じてJOC(日本オリンピック委員会)又はJPASA(日本障がい者スポーツ協会)から報奨金が交付されます(JOCの場合は金500万円、銀200万円、銅100万円)。この報奨金は、所得税を課さない非課税所得となっています。

また、令和2年度税制改正により各競技統括団体からメダリストに対して交付する報奨金の非課税措置が拡充され、JOC又はJPASAの加盟団体から交付される報奨金は、金500万円、銀200万円、銅100万円まで非課税となります。

◆非課税所得となる主なものは

メダリストに対する報奨金のほかに、次のような所得も非課税所得となります。

◎ノーベル賞等……ノーベル賞として交付される金品や、文化功労者に対する年金など。

◎学資金等……学資に充てるため給付される金品及び扶養義務を履行するため給付される金品。

◎生活用動産の譲渡……家具や衣服等の生活に通常必要な動産の譲渡による所得。

◎損害保険金等……心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて受け取る保険金、損害賠償金、感謝料など。

◎宝くじの当選金等……宝くじの当選金やスポーツ振興投票券(toto)の払戻金など。

◎国・自治体の子育てに係る助成……ベビーシッター利用料等に対する助成など(令和3年分から適用)。

■この記事の詳細は、情報BOX201528

夫婦共同扶養の場合における扶養認定基準

共働き世帯が増えたことにより、年収がほぼ同じ夫婦の子について、どちらの健康保険の被扶養者とするかという問題がありましたが、取り扱い基準を明確化した「夫婦共同扶養の場合における扶養認定基準」が発出され、本年8月1日から適用されることとなります。

基本的には、被扶養者の数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者となります。

また、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

休業支援金の申請期限にご注意を

新型コロナの影響により休業となった労働者(大企業の場合はシフト制労働者等が対象)のうち、休業手当を受けていない方は休業支援金・給付金の支給申請ができます。

中小企業の労働者は令和2年10月～令和3年4月の休業(シフト制労働者等は令和2年4～9月の休業を含む)、大企業の労働者は令和2年4～6月及び令和3年1～4月の休業(一部都道府県は令和2年11月以降の時短要請期間を含む)に関する申請期限が、今月末までとなっています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

所得税を課さない「非課税所得」の主なもの

◆主な非課税所得の概要

所得税は、納税義務者に帰属するすべての所得に対して課税することを原則としていますが、所得の中には、社会政策その他の見地から所得税を課さないものがあります。これを非課税所得といい、所得税法及び租税特別措置法のほか、その他の法律に規定されています。

非課税所得は、所得金額の計算から除かれ、非課税の適用を受けるための手続は原則として必要ありません。なお、非課税所得について損失が生じても、その損失はなかったものとみなされます。主な非課税所得には、次のようなものがあります。

趣旨	非課税所得の項目及び内容
障害者等の税負担の軽減及び貯蓄奨励策に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の少額預金の利子所得等 ・ 勤労者財産形成住宅の利子等 ・ 勤労者財産形成年金貯蓄等の利子等 ・ 貸付信託の受益権等の譲渡による所得
実費弁償的性格に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の出張旅費、転勤旅費等 ・ 給与所得者の通勤手当のうち一定額以下の部分 ・ 給与所得者が受ける職務の遂行上必要な現物給与
社会政策的配慮（担税力）に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加恩給、傷病賜金、負傷又は疾病に基因して受ける特定の給付、遺族恩給、遺族年金等 ・ 家具、什器、衣服等の生活に通常必要な動産の譲渡による所得 ※貴石、貴金属、書画、骨董等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものは除く ・ 学資に充てるため給付される金品及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品 ・ 心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する損害保険金、損害賠償金、慰謝料等 ・ 雇用保険、健康保険、国民健康保険の保険給付等 ・ 生活保護のための給付 ・ 国や地方自治体の実施する子育てに係る施設・サービス（ベビーシッターや認可外保育施設等）の利用料に対する助成 ※令和3年分以後の所得税について適用
公益的な目的に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化功労者年金法の規定による年金 ・ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品 ・ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品 ・ 学術若しくは芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は財務大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品で財務大臣の指定するもの ・ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品
二重課税の防止に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの ※法人からの贈与は一時所得等として課税
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピック又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本障害者スポーツ協会その他これらに加盟している団体から交付される金品で財務大臣が指定するもの ※加盟団体から交付される金品は1位500万円、2位200万円、3位100万円までの部分が非課税 ・ 非課税口座内（NISA）、未成年者口座内（ジュニアNISA）の少額上場株式等に係る配当所得や譲渡所得 ・ 宝くじの当せん金 ・ スポーツ振興投票券（toto）の払戻金